

## オンライン登記申請により登録免許税が軽減されます

<http://www.moj.go.jp/content/000011324.pdf>

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年6月22日成立・同月30日施行）により、オンラインによって登記の申請を行う場合の登録免許税額の軽減措置が平成25年3月31日まで延長されるとともに、以下のとおり、その軽減額が変更されることとなりました（改正法による改正後の租税特別措置法第84条の5）。

### <軽減の内容>

次に掲げる登記に係る登録免許税額について、平成23年7月1日から平成24年3月31日までの間に受ける登記の申請については、登録免許税法その他登録免許税に関する法令の規定により計算した金額に100分の10を乗じた金額（ただし、その金額が4000円を超える場合には、4000円が限度となります。）が軽減され、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける登記の申請については、登録免許税法その他登録免許税に関する法令の規定により計算した金額に100分の10を乗じた金額（ただし、その金額が3000円を超える場合には、3000円が限度となります。）が軽減されます。

### ◆ 不動産登記関係

登記の種類	通常の特率 A	軽減額 B ※4	軽減後の額
① 所有権の保存の登記 ※1	課税標準の 4/1000	A × 10/100 (最高 4000 円)	A - B
② 相続又は法人の合併を登記の原因とする所有権の移転の登記 ※2	課税標準の 4/1000		A - B
③ 共有物の分割を登記の原因とする所有権の移転の登記 ※2	課税標準の 4/1000		A - B
④ 上記②及び③以外を登記の原因とする所有権の移転の登記 ※2	課税標準の 20/1000		A - B
⑤ 抵当権の設定の登記 (根抵当権の設定の登記を含む。) ※3	課税標準の 4/1000		A - B

※1 平成22年1月1日から適用対象となる建物の所有権の保存登記については、当該建物の表題登記もオンラインを利用して申請されたものに限られます。

※2 登録免許税法（以下「登免税法」といいます。）別表第一の一の（二）の規定の適用がある所有権の更正の登記、すなわち、所有権の一部移転の登記を全部移転の登記に更正する場合などの一部移転の登記に係る持分を増加させる更正をする場合の更正の登記が含まれます。

※3 ⑤には次の登記が含まれます。

ア 登免税法別表第一の一の（五）の規定の適用がある登記のうち次の登記

- ① 抵当権の債権額又は根抵当権の極度額を増額する変更の登記又は更正の登記
- ② 抵当権又は根抵当権の効力を所有権全部（持分の全部を含む。）に及ぼす登記

イ 登免税法第13条第2項の規定の適用がある登記のうち次の登記

- ① 抵当権又は根抵当権の設定の登記
- ② 抵当権の債権額又は根抵当権の極度額を増額する変更の登記又は更正の登記
- ③ 抵当権又は根抵当権の効力を所有権全部（持分の全部を含む。）に及ぼす登記

※4 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける登記の申請については最高3000円となります。

◆ 商業・法人登記関係（租税特別措置法施行令第44条の3参照）

登記の種類 ※5	通常額 A ※7	軽減額 B ※9	軽減後の額 A-B
① 株式会社の設立 （新設合併、組織変更、新設分割によるものを除く）	資本金の額の7/1000 （最低150000円）	4000円	A-4000円 （最低146000円）
② 合名会社、合資会社、一般社団法人又は一般財団法人の設立	60000円	4000円	56000円
③ 合同会社の設立 （新設合併、組織変更、種類の変更、新設分割によるものを除く）	資本金の額又は基金の総額の7/1000 （最低60000円）	4000円	A-4000円 （最低56000円）
④ 株式会社又は合同会社の設立 （新設合併、組織変更、種類の変更によるものに限る） ※6	資本金の額又は基金の総額の1.5/1000 ※8 （最低30000円）	A×10% （最低3000円）	A-B （最低27000円）
⑤ 株式会社又は合同会社の設立 （新設分割によるものに限る）	資本金の額の7/1000 （最低30000円）	A×10% （最低3000円）	A-B （最低27000円）
⑥ 相互会社の設立 （新設合併、組織変更によるものを含む）	300000円	4000円	296000円
⑦ 特定目的会社の設立	30000円	3000円	27000円
⑧ 投資法人の設立	30000円	3000円	27000円

※5 軽減の対象となる課税の範囲は、登録免許税法別表1の24（一）イ、ロ、ハ、ホ、ト、リ、同25（一）イ、同26（一）です。

支店の所在地においてする登記については、適用されません。

※6 特例有限会社から株式会社への移行による設立の登記を含みます。

※7 ①に係る登録免許税額は、上記の方法で計算した額が15万円に満たないときは、15万円となります。同様に、③、④及び⑤の場合にも、上記の方法で計算した額が最低額に満たないときは、最低額となります。

※8 設立される会社等の資本金の額等が、新設合併により消滅した会社等又は組織変更若しくは種類の変更をした会社の当該新設合併又は組織変更若しくは種類の変更の直前における資本金の額等（消滅した会社等が合名会社又は合資会社である場合には、900万円）を超える部分については、7/1000が適用されます。

※9 軽減額は、法令に基づいて計算した額Aに100分の10を乗じた額となります。

ただし、平成24年3月31日までに登記所において受け付けられた申請については、その額が4000円を超える場合には、4000円が、平成25年3月31日までに登記所において受け付けられた申請については、その額が3000円を超える場合には、3000円が、それぞれ限度となります。